

社会福祉政策史研究ノート (1)

— 金井延の業績を手がかりとして —

神谷和孝

1. はじめに

筆者は勤務校において、教養科目の「日本国憲法」、福祉専門科目の「社会保障論」「福祉行政」「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」等の講義を担当しながら、関係領域の研究を鋭意進めてきた。研究の範囲が多岐に亘るなかで、根底において常に意識したことは人権の視点であった。そこで、自らの研究を振り返り、また福祉系学科に奉職する立場に鑑みて、日本における人権思想の発展の軌跡を社会福祉政策の変遷の中に見出したいと考えるに及び、社会福祉政策について研究を進める有志の会に参加しその領域の研究を始めるに至った。本稿は、その最初の研究ノートである。

当会は、1897 (明治30) 年に社会政策学会を結成しその中心メンバーの一員となった金井延¹の業績を読み進めている。会を主催する村上の研究方法は、今日から過去の事実を分析するのではなく、過去の一定の歴史的時点で当該事実を把握し、その意義を問い直す方法であるとする²。また、社会福祉政策の概念について村上は次のように述べる³。

社会福祉政策とは、政治的に民主主義国家であり、経済的に資本主義体制を標榜する国家において、国民の生存権および生活権の基底部分を、公的に保障することを政策理念として掲げる公共政策をいう。これはきわめて歴史的規定であり、わが国においては憲法第25条およびその特別法による具体的諸施策によって、実現を図るものである。

社会福祉政策の実施体系である社会保障制度は日本国憲法成立後に体系化されるが、「所得保障制度への前奏」としての(窮民)救済対策は明治時代の初期に登場する。1874年に公布された恤救規則がそれであり、家族の扶養や地域共同体からの救済が期待できない極貧労働不能の廃疾・疾病の老幼者が救助の対象であった。しかし恤救規則は国家が貧困者を保護する義務を規定するものでなく、人々に保護を受ける権利を保障するものでもなかった⁴。それらは日本国憲法における生存権規定の成立を待たなければならぬ。言い換えれば、社会政策学会が発足した1897年頃は未だ生存権という人権概念

は国家社会的には顕在化していない。然しながら、労働問題や貧富の格差等に関わる社会政策はその目的において自ずから人権と向き合わざるを得ない。社会政策から社会福祉政策への転換は必然的なものである。

本稿は、当研究会で取り上げられた金井の業績⁵のなかで、筆者が担当・発表した(金井の難解な漢字の多い文語体の原文を口語体に翻訳のうえ要約)内容を紹介するとともに、村上の視座を踏まえ憲法学的な観点から若干の補足と考察を行うものである。担当した内容は以下の2編である。

- (1) 「中央集権の利害」、『国民の友⁶』所収、1893 (明治26) 年3月13日発表
- (2) 「幣制論」、『天則⁷』所収、1895 (明治28) 年7月、8月、10月発表

なお、当研究会は筆者の入会以前から開催されており、今後も継続していくものである。本稿は、その研究の一端を紹介するものに過ぎず、筆者の研究目的とする人権思想の発展との関係性を考究するところまでは到底行き着くものではない。当研究会での発表を続けながら後日の論考に期するものである。

2. 「中央集権の利害」の概要

(以下、()内は筆者注釈等)

○政略上の中央集権とは〔緒言〕

1. 一国の施政の淵源が中央にある
2. 立法行政司法の事務は細大漏らさず中央政府に上申し、政府の認可を得て行なう

第1章 中央集権の利益

○中央集権が政治上に及ぼす利益

1. 国が大同団結して強力な権力を備え、諸外国の「侮り」を防ぐ
〔・明治初期に欧米諸国と締結した「不平等条約」を念頭に置いてか?〕
・治外法権は1899年頃までに回復、関税自主権の回復は1911年頃〕
2. 封建時代は同じ罪を犯しても地方ごとで罰則が違い不公平であったが、中央集権により統一した法

律が制定され平等となった

[江戸時代の藩は、藩法制定権や「自分仕置⁸」が幕府により認められていた]

○中央集権が社会上いかなる利益があるか

1. 国の中心(首都)を繁栄させ、その地のものが学問芸術の標準となるため、才能豊かで前途ある若者が都に集まり、切磋琢磨して「改良」に取り組む
2. 道路の改良や家屋の新築等で、見せかけの文明国を演出する

[「鹿鳴館時代」(欧化主義政策の象徴、条約改正交渉の促進を目的)を揶揄するものであろうか?]

○中央集権の利点は永遠不朽のものか

1. 画一的な政治は地方の特別な事情に反することがある → 徐々に円滑な運用を
2. 中央集権の画一性が地方にとって弊害となる
3. 中央政府は政治の根本を統制し、残りは地方に任せべき
[現在の「地方分権」を先取りするものといえるだろうか?]
4. 中央集権は、政治権力の変遷する際は有効だが、決して永久に改革する必要のないものではない。むしろ中央集権の社会に与える利益は一時的なものである。

第2章 中央集権の弊害

○中央集権の政治上の弊害

1. 地方独自の個別事情に配慮せず、画一的な規定・基準により治めようとする
2. 行政や司法のあらゆる事務が意味もなく煩雑を極める
3. 官吏は地方の事情が分からず事務が停滞し、不必要な費用がかかり財政上の損失も予想外に生じる
4. 官吏とその統治下にある人々との間に親密な関係がないため、人民に対する責任感が乏しく、上(政府)ばかり見て市民の意向を聞こうとしない
→ 人々は言いたい事も言えず、不平があっても我慢し黙り込む
5. 中央集権は制度的に不安定で、覆される恐れがある
[フランス大革命を象徴的な事例として挙げている]

○中央集権の社会全般に及ぼす弊害

1. 中央集権の下では、地方の人材・財貨が首府(都)に集中し、首府のみが栄え地方が衰退してしまう
2. 公務はすべて官吏に委ねられるため、人民は政治教育を受ける機会を得られない、

そのため「不羈独立」の精神を失い卑屈になる

3. 首府に秀才が集まり地方は愚民の「巢窟」となる、そのため見識のある者は地方に赴くことを嫌うようになる(「知識の分配」バランスを崩す)
[夏目漱石の小説『坊ちゃん』の主人公はその一例か]

○中央集権の弊害は一時的なものでなく永久に続く

○中央集権の弊害を避けるためには、地方分権の制度を採用すべきである

3. 「幣制論」の概要(以下、()内は筆者注釈等)

[以下(1)(2)は、筆者の担当前に当研究会で報告された、「幣制論」に先行する金井の貨幣制度に関する主張の抜粋]

(1)「法典修正委員の組織」(1892年、演説筆記)

- ・民法は金銀両本位制を採った様に見える(四百何条かに規定してある)
- ・草案者のボアソナードも両本位制を採ったものであると言っている
- ・金銀両本位制を採ることが果たして東洋の経済社会の事情に考えてみて得策かどうか
- ・ヨーロッパでは両本位論者が勝を制して来たが、実際に行われたとき東洋においてはどうか
→ 金井は、経済学者も修正委員の中に入れる必要があると主張

(2)「銀貨問題の一端」(1894年、4月『天則』)

○本文要点

- ・銀の金に対して下落し、金の銀に対して騰貴するは疑いの余地がない
- ・銀貨の下落は金貨国の生産者にとって所得のうえで不利益となる
- ・インドは貨幣改革(銀本位から金本位へ)前、紡績事業でイギリス本国を圧倒 貨幣改革後紡績事業は大いに衰退した
- ・イギリス以外の金貨国であるアメリカ、イタリア、ドイツはいずれも不景気
- ・近年金貨国において両本位論者が増加している

○背景

- ・1858年日米修好通商条約 金銀の交換比率の違いにより金の大量流出が起こる 幕府は金の含有率の低い貨幣を作り、結果として貨幣価値の低下と物価上昇招く
- ・1871年新貨条例を定める 実際は金銀複本位制

- ・1886年銀兌換条例 銀本位制に回帰
- ・1897年貨幣法を施行 日清戦争の賠償金をもとに金本位制を採用
 - ← 欧米は金本位制を採用、兵器・機械の購入や外国資本の導入で不利益

言えないが一般農工商の活気を来たし利益多い、英米獨伊等の諸国における物価下落による一般経済社会の衰退とは比較にならない)

3. 債務者及び定額納税者の負担軽減
4. 農業の好況
5. 商工業の発達
6. 租税並びにその他政府収入の増加
7. 労働者の需要増加

第1章 近時金銀価格変動の原因

○変動の根拠を示す資料

英国倫敦銀塊相場及び金銀価格比例、慶長6年以後本邦金銀価格比例等

○金の一般の物品に対する価格騰貴を示す資料

英国物価割合表、独逸国物価割合表、印度輸出品価格割合表等

- ・近時金銀比価の変動は主として金の騰貴が原因であり、銀の小下落の影響は少ない

○近年の金銀価格比価の変動の理由

(主因)

1. 銀の供給(生産額)が絶対的に増加
2. 銀の需要が相対的に(需要に対して)減少 生産額増加の割合に比べその貨幣としての需要は増加せずむしろ減少気味 銀の工芸用品としての需要が減少
3. 金の供給は(需要に対して)増加が少ない
4. 金の需要が絶対的に増加している(貨幣、工芸用品ともに)

(副因)

1. 上記の事情により銀生産費は減少、金の貯蔵傾向が増進

- ・これらの諸原因の比価に及ぼす影響は大小強弱あるが数字で表すことは困難、

主因の諸原因が相携えて影響を与えている

→ 銀の供給が増加しても銀の需要も同様に増加するなら金に対して銀の下落は無い、同様に金の供給減少についても需要が減少すれば金の騰貴は無い

- ・副因は単に変動の大勢を幾分か促し、主因に若干の力を加える程度の影響のみ

○我邦に損害を来たすもの

1. 国費の増加
2. 給料及び労銀(賃銀)を受け取るものの困難
3. 投機的企業の勃興
4. 奢侈(おごり、ぜいたく)の弊
5. 造幣局の公開は銀の輸入を誘致すること
6. 我邦と欧米諸国即ち金貨国との間に於ける商業取引に渋滞をきたすこと
7. 欧米諸国より我邦に資本の投下を減ずること

○我邦に及ぼす影響で利害相半ばするもの

1. 債権者の不利(一部少数者に対しては憂えることであるが、才能ある生産者や国家全体にとっては必ずしも深刻な不利益となるものではない)
2. 金貨国よりの輸入物品の騰貴

・以上列記した項目を見ると、金銀比価の変動が我邦経済上に及ぼす影響は利害相半ばであるが、それは項目の数のみのことで実態は決してそうではない

・損害より利益のほうが遙かに大きい

・損害として列挙したものは、或るものは影響力が弱く取るに足らないものであり、また或るものは証拠が不十分で僅かに全体の傾向を示す程度のものであり、さらに或るものは損害の及ぶのは専ら政府の財政や社会の一部の人々のみであり、国家の盛衰を左右するほどのものは見当たらない

・これに対して利益として数えたものは、大抵は皆経済社会全体の隆盛を来し農工商の発達を直接助けるものである

・金銀比価の変動が我邦経済上に及ぼす影響は些少の損害はあるが、全体においては大変喜ばしいものである

・この機会に乗じて我邦の農工商を發展させ時宜を得た経済政策を行えば、東洋の貿易を独占し一転して太平洋の英国となり、更には英国を凌駕することも難しく無い

・近時銀貨の変動は我邦に利益多くして損害少なしと断言することが出来る

第2章 (略)

第3章 金銀価格変動が我邦経済上に及ぼす影響

○我邦に利益あるもの

1. 輸出の増進
2. 物価の騰貴(場合によっては必ずしも利益ありと

第4章 金銀価格の変動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや否、若し其必要ありとするときは新に採用す可き貨幣本位如何〔原文のまま〕

第1 我邦現行貨幣制度は之を今日に改正すべき必要毫も之なし〔原文のまま〕

- ・ 我国はこの機会に乗じて十分に農工商を發展させ時宜を得た経済政策を行えば、
東洋貿易を一層盛大にし富国強兵の基礎を固めることは決して難しく無い、それなのに何を苦しんで現行の銀本位制を改正する必要があるか
- ・ 近時の金貨本位制の弊害が恐るべきものであることは欧米諸国の先例が証明しており、我国の貨幣制度が実際銀本位制であることは金貨国に対する競争上非常に有利であることは疑う余地が無い、それにも拘らず今この制度を金本位制に変更しようとするのは、我国に現在の欧米諸国と同様の損害を蒙らせようとするに等しい暴挙である
- ・ 近時の金銀価格の変動が、主として定率税の地租にのみ依存する我国の財政に多少の困難を来す恐れがあるからといって、軽率にも金銀価格の変動は我国に不利だと説くことは思慮のなきこと甚だしいものである
- ・ 財政が国の大事であることは勿論であるが、国家経済全体の重大さには及ぶものではない、今比較的少ない損害を避けようとして却って重大な損害を蒙る恐れのある政策を採ろうとするのは、「角を矯めて牛を殺す」の類のことである、自分（金井）はその選択が間違っているものであると断言する
- ・ 金銀価格の変動が財政に幾分かの不利益を生じる恐れがあっても、国家経済全体にとって利益が多いことは前章の調査に明らかなので、税制上の不利益を償うためには収入制度とくに租税制度を改良してこれに対処することもできる、それなのに何故に狼狽して貨幣制度の変更を実行しようとするのであろうか、改正の必要はまったく無く、もし改正すれば却って損害が甚だしいものになるであろう
- ・ 現行貨幣制度は未来永劫このまま維持すべきかどうか、もし維持することができないとすれば改正の時期は何時がいいのかが次に攻究する問題である

第2 我邦現行貨幣制度を改正すべき時期は列國が相同盟して複本位制を採用するの時なり〔原文のまま〕

- ・ 金銀価格の変動が極度に達し、経済社会一般の事情が今日と大きく変わった場合には、現行通貨制度を

改正する必要が間違いなく生じる

- ・ 貨幣制度は他の経済制度と同じく、年々歳々進化する「活世界=実社会」に適合するものであるから、事情がまったく変わったにも係らず旧来の制度を未来永劫維持しようとするのは本来得策ではない
- ・ 改正の必要な時期とは、欧米諸国が現行経済上の弊害に迫られ相同盟して近世経済学者の多数が貨幣制度の理想として公認する「国際複本位」の制度を採用する時である
- ・ 世界の強大国が同盟して複本位制を採用するなら、すぐに今日と正反対の方向に金銀の比価が激変することは明らかである
- ・ その際に、もし我国が現行の銀本位制を維持すれば現在得ている利益をすべて失うばかりでなく、今日の金貨国と同一の被害を蒙り我国の経済社会は見るに忍びない惨状を呈することになる
- ・ このような不利益=事態を避けようとするならば、当然複本位同盟に加入して、欧米諸国とともにその利益を享受すべきである…我国の利益、我国の必要
- ・ 我国の現行通貨制度は、明治4年貨幣条例と明治11年第12号布告により、法制上は複本位制であるが、次のことから実際上は銀本位制である
 - ①明治9年第27号布告が金銀交換の割合を金1：銀16強と定めた
 - ②明治16年金札引換無記名公債証券条例の発布
 - ③明治17年第18号布告兌換銀行券条例が兌換券銀貨交換制を採った
 - ④明治18年第14号布告が政府紙幣を漸次銀貨と交換すると定めた
- ・ 以上のことから、我国が欧米諸国とともに複本位同盟に加入する際には必ずしも貨幣制度を改正する必要は無く、単に法制上認められていることを実行し制度名称とその内容を一致させるだけのことである
- ・ つまり現在のところは銀貨制度を維持し、将来必要な時期に複本位制度を実行することは容易なことである
- ・ そこで複本位同盟なるものが果たして実現するものかどうかを攻究する必要がある

第3 複本位同盟の成る決して疑う可きにあらず〔原文のまま〕

- ・ 金貨単本位を主張する論者は、ほとんどが複本位は学者の空想で実行できないというが、それは未だ近世経済学の真相を知らず先入の古い正統学派経済学を妄信する過ちによるものである

- ・彼らこそ世界の実勢を知らず金単本位が完全無欠の制度と妄信し、世界各国とも金不足のため到底実行できない金単本位制を取らそうとする空想に陥っている
- ・近世経済学が複本位を貨幣制度の理想とするのは単純なる理論に基づくのではなく、実際にもその必然性があるからである

[以下はその理由]

- ・本位の形態は単一が良いとするのは一応学理上もつともなことであるが、それよりも重要なのは「価格の標準が単一」であることなのだ
- ・本位の形態が単一なのは便利だが価格の標準が単一であれば必ずしもその形態が単一である必要は無い
- ・従って、列国が同盟して複本位制を採用し、法律上一定の期間金銀の比価を確定すれば、その期間は「価格の標準を単一」にすることができる
- ・金貨論者のように形態の単一にこだわる必要があるうか、ましてや本位通貨の最も重要なことはその「価格の変動がすくない」ことであり、複本位は単本位よりもはるかに良くその条件を満たしている
- ・何故複本位が単本位よりもこの条件を満たし易いかというと、金銀両金属を併用する時は「賠償作用」が起きて増減緩急に補い合う利点があるため価格に著しい変動が生じない、この点が学理上複本位は単本位よりも勝る最も大きな理由である
- ・世界の有力な金貨国は近時の金銀比価変動のため非常に困難な状況にあり、その救済策としての複本位制を主張する論者が徐々に勢力を増している、英独二国においてすら学者は勿論のこと実際家の間にもこれに賛成するものが著しく増加している
- ・そのため金の生産が俄然増加するというような予想外の出来事が起きなければ、複本位同盟の成立は今後数年の間におこりうることであり、わが国はその時期を待ってその同盟に加入するのがよい、今は銀貨本位制の下で得られる利益を十分に受けることに努めて他のことを試みる必要は無い、複本位同盟の成立を誘導するようなことも無用である、ましてや今日の金貨国が永久にそうであると考え、我が国の幣制を同じにしようと準備をすることは最もしてはならない策である
- ・我が国は当分の間現在の制度を維持し、国際本位同盟の成立するのを待ってこれに加入することが得策である
- ・そうはいつでも一般経済社会の混乱を引き起こすことなく徐々に金の準備を増やしていくことは望まし

いことである、その理由は次の2点

①複本位制の実行にも必要

②想定外の出来事が起きて欧米の金貨国が金本位を永遠に維持し、同時に経済社会の事情が今日と大きく異なり、我が国が銀貨本位制のため却って困難になることが起き、やむを得ず金貨本位制を採用せざるを得ない場合に備えるため

- ・しかしながら清国より受け取る賠償金をすべて金に定め、これを金準備に当てることは非常に無益であるのみならず、銀貨国である清国に対して無理難題となることから現実的な選択ではない
- ・賠償金の用途は大変に多様であり金準備に用いる余裕は無い、我が国は戦後政策として先ず軍備の拡張をすべきである、戦を好むものではないが東洋永遠の平和のためには最良の担保として海陸の軍備を拡張しなければならない、なぜならば兵は孫子の言うとおりに凶器ではない、文明国の軍備拡張の意義は戦争のためではなく敵に戦意を生じさせないためのものである

(艦船の修復・新造船、砲台の整備・新領地の軍隊編制、車両・騎兵拡張、新領地の拓殖事業・衛生工事等)

- ・残った賠償金の一部を金準備に当てることはよいが、全額を金貨で受取り金準備とするのは「軍国の要務」を知らないものであり、戦後の経済策を論じる際の選択肢ではない、ましてやこれによって直ちに金貨本位の制度を建てようとする議論は論外だ

第4. 結論

- ・現行貨幣制度を改正する必要なし
- ・改正すべき時期が来ても、金本位を採用すべき時ではなく列国が複本位同盟を結ぶ際に加入すべきである

4. まとめに代えて

1) 「中央集権の利害」に係る雑考

維新の動乱を経て成立した明治政府は、版籍奉還や廃藩置県を行ないつつ中央集権的な政権運営を押し進めた。江戸幕府末期における開国とその後の欧米列強諸国との関わりのなかで、半ば必然的なものであったことは大方の異論のないところであろう。本稿は、大日本帝国憲法の施行と第1回帝国議会が開会された1890年から3年後に発表されている。幕末期に本意な条件で結ばれた列強諸国との間の不平等条約の改正を視野に入れつつ、富国強兵と殖産興業の掛け声とともに我が国の「近代化」にまい進していた時期でもある。

このような時期に、中央集権の利益のみならずその弊害を論じたことの見識に驚きを禁じえない。金井はその弊害の理由として、①国が画一的な基準で治め地方独自の個別事情に配慮しないこと、②官吏が地方の事情に精通していないため無駄な経費を使う恐れがあること、③中央に富や人材が集中し地方が疲弊してしまうこと等を挙げている。奇しくも今日における地方分権改革・地域主権推進の動機と重なるものといえないであろうか。後年社会政策学会を立ち上げる金井は、「中央集権的政治手法」が近代化とともに急速に進展する資本主義化の過程で発生する「労働、貧困、健康問題等の社会問題」を結果として生み出す要因の一つとして把握するとともに、それらの社会問題を改善するには地方行政に権限を与え責任をもって担当させる必要があると考えたのではなかろうか。そのことを裏付ける資料はなく推論に過ぎないが、社会政策と地方分権との関係性を示唆するものとして興味深い。文献等調査の機会を得た後に改めて考証する機会をもちたい。

2) 「幣制論」に係る雑考

本稿が書かれた 1895 年当時、日本の通貨制度は実質上の金銀複本位制であった。金銀複本位制とは、金貨・銀貨両方を本位貨幣として流通させ、なおかつ法定の金銀比価にもとづき金銀相互の交換を自由に保証する通貨制度のことである⁹。金井は 1893 年に設置された貨幣制度調査会の特別委員（全員で 5 名）に任命され、1895 年 7 月に松方正義大蔵大臣宛の報告書において金銀複本位制を改正する必要なしとの立場をとった。「幣制論」はその考えを詳細に論じたものである。政府は報告書を受けて 1897 年の貨幣法において金本位制を採用することになり、金井らの主張は採りあげられなかった。その主な理由は日本が明治維新後「近代国家」に向けての富国強兵策を進めながら、金本位制を採る欧米列強との対等な関係を確立するうえでの「政治的判断」に基づくものであると思われる¹⁰。日清戦争後に清国からの賠償金をポンドで受領し、当時の銀貨下落のもとでの償金価値を保全しながら兵器の購入や軍艦の建造等に充てた（償金を軍備の増強に使うべきであることは金井の主張でもあったが）ことはその証左のひとつであろう¹¹。19 世紀末から 20 世紀初頭における帝国主義国家のせめぎ合いのなかで、時の為政者による日本の生き残りをかけた選択であったといえる。その選択の是非については、現代における所謂 TPP 参加問題や国際通貨変動等への対応と同様、政治的判断とは何かが問われなければならない。国益と国民の利益・権利とが必ずしも一致しない

ことは歴史が教えるところである。全体の利益と個人との関係性においても同様のことが窺えよう。

他方、明治時代という国家主義的な風潮の強い時期においても自由民権運動にみられる通り、国家に先行するものとしての個人の意思や生活の必要を重視する思想が唱えられた。その思想家の一人が東洋のルソーと呼ばれた中江兆民である¹²。ここでは中江の思想に触れる余裕は無いが、今後の研究に繋げていくものとして自由民権派の人々の思想が拙稿の主題である社会福祉政策に対して、どのような影響を与えたか（又は与えることが出来なかったか）についても考察する意義があるように思われる。次稿の課題としたい。

¹ 東京帝国大学経済学部の初代学部長。国家による労働者保護等を提唱した。

² 村上貴美子、『戦後所得保障制度の検証』勁草書房、2000、pp.2-3

³ 村上 同上、pp.5-6

⁴ 中村睦男・永井憲一、『現代憲法体系⑦生存権・教育権』、法律文化社、1989、p.4

⁵ 河合栄治郎、『金井延の生涯と学蹟』日本評論社（1939）より村上が選定した

⁶ 1897 年に徳富蘇峰が主宰する民友社により創刊された総合雑誌

⁷ 1889 年に加藤弘之（東京大学初代総理）により創刊された学術雑誌

⁸ 藩が独自に刑事罰（仕置）を与えられる範疇を定めたもの

⁹ 中山伊知郎（編）『新版 経済事典』、青林書院新社（1975）より引用

¹⁰ 杉山伸也、「明治日本の貿易環境」、三田商学研究第 48 巻 5 号（2005）に詳しい

¹¹ 石井寛治、「日清戦後経営」『岩波講座 日本歴史 16 近代 3』、岩波書店、1976、pp.52-55

¹² 中村睦男・永井憲一、同上、pp.5-8

【参考文献】

清宮四郎、『憲法 I（新版）』、有斐閣、1971

尾高朝雄、『法の窮極に在るもの（新版）』、有斐閣、1997（復刻）
橋川文三・松本三之介（編）、『近代日本政治思想史 I』、有斐閣、1972

吉田久一、『日本社会事業の歴史 新版』、勁草書房、1981

古川孝順、『社会福祉学序説』、有斐閣、1994

池本美和子、『日本における社会事業の形成』、法律文化社、1999

松永昌三、「社会問題の発生」『岩波講座 日本歴史 16 近代 3』、岩波書店、1976